

漢初の国家支配における法制と無為

何, 俊
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/1462274>

出版情報：中国哲学論集. 39, pp.24-44, 2013-12-25. 九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：

漢初の国家支配における法制と無為

何 俊

はじめに

秦は商鞅の変革を受け継ぎ、国が富んで軍事力が強化された。そして、併呑戦争を遂行し、法家主義を利用して新たな中央集権の郡県制国家を建てた。だが、わずか二十年余りで天下の憎悪を招いて、滅亡した。これは秦が法家主義に従ったため、暴政に導かれたものとされる。漢初の治国理念は社会の矛盾を緩和する黄老道であるのはいうまでもない。これまでの漢初の統治思想の研究においては、馬王堆漢墓出土の『経法』、『十六経』諸篇、及び『史記』、『淮南子』などの資料を踏まえ、黄老道が「刑名法術」を説く法家と、「無爲而治」を主張する道家を円滑に融合し、の刑罰主義を糾正し、新たな時代に相応した、というのが一般の見解である。^①漢初思想の集大成とされる『淮南子』では、法の性格を「法生於義、義生於眾適、眾適合於人心」（主術訓）と規定している。また、私欲を排斥し、理法に従い、事を行うことが「無爲」の真意であるとも述べている。^②かくして、論理の上では、民意を代表する良法も備わり、法の施行においても障害がなくなるわけである。しかし、黄老思想が政治思想として存在する一面がある以上、現実面での支配の実情を検討する必要がある。

周知のように、漢初では秦の法律、官制、朝儀などがほぼ踏襲された。秦の法家主義を激しく批判した漢代では、如何にしても秦の法が「合於人心」の良法であると認めるわけがない。同様に、皇帝、官僚、諸侯らが、私欲なしに

法を正しく守るといふことも困難であつた。良法、及びそれを守る条件が共に不備であつたとすると、黄老道は漢初の支配では如何なる意味を持ったのか。西川靖二氏は漢初の社会条件の考察を通し、民間郷俗と一元支配の法治主義との矛盾が存在したことを論じた。³⁾さらに、黄老政治思想がこの矛盾を解消したという結論を出した。ところが、西川氏が矛盾の解消を論じた根拠は、あくまでも概念の上に止まるものであり、漢初の具体的政策に基づくものではなかつた。斎木哲郎氏は、老子と沛と高祖集団の関係、及び沛の出身の官僚が有した老子思潮を解明し、漢初の社会で黄老思想が老子思想を以て展開され、黄帝の権威を背景に自分の説得力を得たものであると指摘した。また氏は黄老思想の内実が老子思想の再述であると論じながら、道法折衷の意味で黄老は即ち道法であるとも説いた。⁴⁾私見によれば、斎木氏の結論は黄老概念の曖昧さをもたらしたが、治国策としての黄老道に対する研究を、道法の思想融合の立場から解放したものである。さらに、漢が秦の制度を承けたという歴史的事実から考えると、政治実践の面において、道法を融合したという通説も疑うべきであろう。小論は漢初の国家支配において、所謂法制と無為の政策を考察し、治国理念としての黄老道を再検討するものである。

一 漢初における秦の制度の継承

秦は滅亡したが、漢初では法家思想を主導理念として設けられた経済、官制、法律などの制度はほぼ踏襲された。史書にも「漢承秦制」（『漢書』班彪列伝）、「漢因循而未革」（『漢書』百官公卿表）、「漢初因秦法而行之也」（『漢書』昭帝紀に顔師古が引く如淳の注）のような言葉が多見する。だが、秦の制度をそのまま全部踏襲したのではなく、損益した所もあるのは否定できない。それでは漢初には秦の法制との根本的な区別が存在したのか、本節ではこれについて少し論じたい。

まず、法律の変更において、よく挙げられるのは、「約法三章」のことである。高祖は秦の苛烈な法を尽く取り除き、殺人、傷人、盗難に関する簡単な罰則を定めた。私見によれば、それは楚漢戦の際に、秦人を安心させるために、主

に自分の軍隊に向けた臨時の約束であるに過ぎず、全ての秦民に適應される法律ではない。「史記」の「高祖本紀」には、約法などの策を父老豪傑に告げた後に、「凡そ吾の来る所以は、父老の爲に害を除くにして、侵暴する所有るには非ず。恐るる無かれ。」⁷⁾という劉邦の言葉をも記録している。それはまさに軍隊を制御し、民衆が恐れないうようにさせるものである。しかも、三章の法は「不足以御姦」（『漢書』刑法志）というだけでなく、楚漢戦争が始まると、もと秦の功曹であり、律に精通していた蕭何が相として関中を治め、もはや三章の法を用いず、秦律を受け継いで、新たな法を施行した。⁸⁾班固は蕭何が秦の法令を集め、適宜なものを選び、九章の律を作ったと述べた。九章の律はすでに散佚したが、新出土の資料を利用して、漢初法律の特徴を究明することが可能になった。特に、広瀬薫雄氏の研究によると、『律経』（九章律）は蕭何が秦律に従って作ったという定説は史実ではなく、実際は前漢中期から徐々に形成されたものであった。⁹⁾つまり、前漢中期まで実施されたのは、やはり秦律であった。閻曉君氏も、『張家山漢簡』などの新出資料を利用して、漢代の刑罰を研究し、漢初の刑罰体系の中では、残酷な肉刑、繁重かつ無期限な勞役刑がその主体となっており、先秦の律を繼承したものであるとしている。¹⁰⁾高敏氏は『奏讞書』に反映された立法の精神、刑名、刑を量る基準などの論証を通して、漢初の法律はすべて秦律を繼承しているという説を提出した。¹¹⁾以上の研究が成り立つかどうかは、秦、漢の法律に対する知識が足りない筆者には判断できない。ただし、文帝の時に、嚴酷にして苛烈な秦律を軽減し、肉刑を廃止するということがあった。¹²⁾このことの意味を考えれば、両者の近縁性はおのずと明らかになると思う。「徒刑」は秦以前にも広く用いられ、秦代では「徒刑」が増加され、「肉刑」と「徒刑」が併用されるようになった。「徒刑」が「肉刑」に代わり、次第に主流となるのは、刑法発展の必然性によるものであるとも言える。文帝が刑罰を軽減したことはその歴史の發展に應じたものにすぎず、根本的な変革ではない。それに、「肉刑」を「笞」、「棄市」などの刑罰に変えたといっても、懲罰が軽減されたとは限らない。現実の結果から見ても、この新たな刑罰規定のせいで、命を落した犯罪者の人数はかえって増えることになった。¹³⁾また、漢及び以後の学者たちによって秦の滅亡と直接な関係があるとされた「挾書律」も、恵帝四年になってようやく廃止された。これによつても、秦と漢初の法律とは特に根本的な違いがなかったとも言える。

また、国家の体制に関しては、漢初では秦朝以来の郡県制を施行しながら、周朝及び西楚の王国のような分封も行われた。この郡国並行の制度はたしかに秦の郡県制と異なる。だが、それによって漢が秦の制度を継承したという定説を否定することは、やはり不可能だと考えられる。郡県と王国の並列は、秦の具体的な支配制度の損益を意味するものではなく、ただ、秦の支配制度を施行する地域を縮小したものにすぎない。王国は名義上では、漢帝国に隷属したが、各自独立の支配権力を握り、中央の権力は王国に及ばなかった。盧縮以外の異姓諸侯王は、そもそも戦功あるいは自分の勢力を以て居り、地方の秩序あるいは中央政府の規制力によっては十分に制限できなかった。秦から受け継いだ支配制度が、各王国で完全には行われなかったことも想見できる。しかし、漢は長安を都とし、もと秦国が統治した十五郡では、やはり郡県制を踏襲し、法律も官制も大きな変更はなかった。皇帝はやはり絶対の権力を持ち、「天下之事無小大、皆決於上。」〔『史記』秦始皇本紀〕という始皇帝の権力と同じようなものであった。そして、直接支配のためには、戦国時代以来の「編戸齊民」制も採用し、民を戸籍に組み入れ、同一に扱い、兵役、徭役、賦税などの徴収、及び民の管理をも全て戸籍によって行なった。また、秦朝では氏族社会で形成された邑制国家を支持する宗法組織を壊し、遷虜及び六国貴族を咸陽、邊陲に移民させた。¹⁴漢に至っても、高祖は謀士婁敬が上奏した「強本弱末之術」〔『史記』婁敬傳〕を採用し、昭氏、屈氏、景氏、懷氏、田氏という五姓の齊・楚の大族を関中に移した。¹⁵支配の障害となるとされる諸侯王や六国貴族を取り除いたため、中間勢力の対抗性は弱まった。以上のことは、いずれも漢の統治が郡県制国家の一元的な支配を図ろうとしたことを示している。しかし、一元的な支配、あるいは西嶋定生氏が言う個人身支配制度¹⁶は、絶対的な悪制度と言えるのか。それについての判断は、漢初の黄老道における法、道関係の究明と関わるので、次の節で考察したい。

二 秦、漢初の法制の正当性と欠点

一元的な支配制度が初めて全面的に行われたのは秦の時代である。その中心は法家主義に基づく法制度である。ま

た、周知のように、法家主義は秦の滅亡の最大の原因ともされる。したがって、漢が継承した制度の性質を究明するには、秦の滅亡、漢の成立を背景として、法制を検討する必要がある。

『史記』及び『漢書』によると、秦末の叛乱の理由は秦律の残酷と苛烈にあり、民衆の吏治に対する不満が非常に高まったことにあるとされる。『史記』に「此の時に當たり、諸郡縣の秦吏に苦しめらるる者は、皆其の長吏を刑し、之を殺して以て陳涉に應ず。」と記されている。^⑦ 秦末、陳勝が秦の官吏に命じられて人夫を護送していたところ、途中の道で大雨に遭い、どうしても期日に間に合わなくなった。秦の法律では人夫が現場に一日でも遅れば死刑になる。そこで、陳勝は「天下苦秦久矣」と唱え、反乱を起こした。しかし、現代になって出土した、秦代の法律の一部が含まれる『睡虎地秦簡』^⑧には「失期三日五日、誅。六日到旬、賞二盾。過旬、賞一甲。」（秦律十八種・徭律）との規定が記されている。つまり、徭役の期限に間に合わない場合でも、懲罰は死刑にまでは及ばないのである。十日ぐらい遅れても、一枚の鎧を出させるのみである。

また、秦律では、「連座制」が特に非難されている。『史記』の「商君列伝」に、次のようにある^⑨

卒に變法の令を定め、民をして什伍を為し、相収司連坐せしむ。姦を告げざる者は腰斬し、姦を告ぐる者は、敵を斬ると賞を同じうし、姦を匿す者は、敵に降ると罰を同じうす。

連座制とは、犯罪者と一定の社会関係がある人は連帯責任を負い、刑罰を受けるといふ刑法である。秦では五家もしくは十家から「什伍」という基本的社会組織を編成しており、一家が犯罪を行えば、それ以外の「什伍」の家は必ず告発する。さもなければ、「腰斬」、「降敵」と同じ苛烈な刑罰を受けなければならない。このため、他人の罪を暴かない人に対する秦の刑罰は残酷すぎると批判された。しかし、『秦簡』はいくつかの連座法を載せている。例えば、若し甲が金を盗み、乙が真相を了承した上で、その分け前を受け取れば、二人の罪は同じである。しかし乙がその真相を知らない場合には罪を論じない。^⑩ これだけでも『史記』の言葉は事実ではないことがわかる。連座制は二千年の間にわたって、重い罪に対しては、族刑さえしばしば施行された。そのマイナスの面に注目するだけでなく、権力者に対する抑制や、犯罪の捜査・予防等に対して、それが現実的に果たした役割についても、正当に評価されなければ

ねばなるまい。『秦簡』の出土以来、すでに多くの研究者たちがこのことを指摘してきた。例えば、堀毅氏は史書の記事に見られる極端なまでの繁法酷刑は後代の仮託であることを説いている。⁽²³⁾

しかも、秦の法制によって国が治まったという成果も正当に評価すべきである。秦孝公は商鞅を任命し、変法を行なったところ、「之を行なうこと十年、秦民は大いに説ぶ、道に遺ちたるを拾わず、山に盜賊無く、家ごとに給し人ごとに足る。」⁽²⁴⁾ という安定した安全な社会となった。しかし、『漢書』刑法志には、これとは全く異なる秦代社会が描かれている。邪悪なことが次々起り、犯罪者も監獄も多く現れ、人々に怨みを抱かせ、その結果、叛乱が生じたというのである。⁽²⁵⁾

主に商鞅によって形成された秦代の律令がなぜこのような情況を導いたのか。秦が滅亡し、漢が興った原因は、本当に法制に対する姿勢の根本的な違いにあったのだろうか。この問題を解決するため、秦が滅亡し、漢が興った背景としての、法制による支配を明らかにしよう。

『秦簡』の「語書」には法律が民を教化し、淫俗、悪俗を取り除いて善に導くために作られたことを記している。⁽²⁶⁾

廿年四月丙戌朔丁亥、南郡守騰、縣道の嗇夫に謂う。古は民各々郷俗有り、其の利及び好悪する所は同じからずして、或は民に於いて便ならず、邦に害あり。是を以て聖王は法度を作為し、以て民心を矯端し、其の邪避（僻）去り、其の悪俗を除く。凡そ法律令なる者は、以て民を教道（導）し、其の淫避（僻）を去り、其の悪俗を除きて之をして善を為すに之か⁽²⁷⁾しむ。

この文面だけを考えてみれば、秦律の理論においては、深刻な問題は特にないと思われる。しかし、民俗、あるいは地方の秩序は長い歴史の中で形成され、民の日常生活に無意識に影響を与え、ある意味では思想と行動のアプリオリな経験となっていたのである。そのため、法律の正当性の有無にかかわらず、民衆がたった二十年の期間で、一元的な支配のための法律規範を受け容れることはやはり不可能だったであろう。項羽らが六国の貴族の利益が奪われたため、不満を持っていたのはいうまでもない。それに、彭越と劉邦らの少年あるいは豪傑たちから構成される集団は、任侠的な習俗に基づく人的結合に支えられ、法による思想の強制統治に反対していた。彼らの勢力が拡大し、主な反

秦勢力の一つになったのは、少年あるいは豪傑たちの間のパーソナルな結合が次第に薄くなり、父老の支持を獲得するため、パトリアルなものが増えてきたからである。民間においては血縁関係に基づく氏族社会は崩壊したが、里を中心として、中央から任命された官ではない父老が存在していた。彼らも一種の地方秩序を主導していた。『史記』には幾度も「天下苦秦久矣」という言葉が出てくるが、これは全て反秦の首領、豪傑の間で、あるいは父老に対して唱えられていたスローガンである。父老及び少年、豪傑が代表する民間秩序と、強制的な斉一性を持つ秦律との衝突が存在したのは明らかである。それは秦の統治が反発を招いた主な原因であったとも言える。「語書」には続いてこの秦律を全国に広げ、施行した際に起こった衝突を次のように述べている。²⁶

今法律令已に具はるも、而も吏民は用うる無く、郷俗淫失（淫）の民は止まらず、是れ即ち主の明法を法（廢）し、而して邪避（僻）淫失（洗）の民を長ず、甚だ邦に害ありて、民に便ならず。故に騰は是の爲にして法律令、田令及び閑私の爲にする方を修めて之を下し、吏をして明からに布かしめ、吏民をして皆明らかに之を智（知）りて、罪に巨（鉅）ること母からしむ。今法律令已に布くも、吏民の法を犯して閑私を為す者止まらず、私好、郷俗の心変わらざるを聞く。令、丞より以下智（知）りて擧げて論ぜず。是れ即ち明らかに主の明法を避けて邪避（僻）の民を養匿するものなり。

ここに言う郷俗、「私好」とは、六国に残っていた民間秩序であろう。²⁷淫洗の民がこれを好むことが止まないのも、秦政府が制定した法律に従わず、一般の民にも国にも害があるとされていた。今私たちがこれを考察するにあたり、かりに郷俗を好むことが有害であることに同意しなくても、政府、一般の民、及び民間秩序を代表する豪傑・父老の三者の間に法律と郷俗の衝突が存在していたのは確かであろう。とくに、二世の暴政のように、法は君主の欲を極め、天下を弾圧する道具とされた。²⁸それに加えて、阿房宮、驪山墓などの贅沢な工事を行うために、徭役、賦税がさらに繁重となった。こうして、父老、一般民の秦の統治に対する憎しみはいっそう高まり、最初から秦政権、秦法、秦吏を敵視していた六国貴族・豪傑によって利用されることが可能になったのである。

つまり、秦の斉一性、強制性のみに基づく法制には柔軟性が欠けていたので、民間秩序を代表する父老・豪傑から

の反発を招いたのである。それに、斉一性、強制性だけによって支配が行われる場合、政策、法律の制定及び実行は、二世のように私欲を極め、民間あるいは臣下からの政策の建言も無視し、人民への配慮もなく、支配規範の正義は失われてしまう。たしかに秦の法制による一元的な支配は、君主の恣意に対する制限が不足しており、暴君を招来する可能性があつた。だが、君権あるいは独裁の制限は人間社会にとって永遠の課題であり、それだけによって秦の法制を完全に否定するのは行き過ぎなのではないだろうか。私は秦末の暴政の問題を避けようとするのではないが、法家思想を完全に君主独裁の道具としたり、秦の暴政を法制だけのせいに行したり、法家の法制は必ず悪性の専制に導くとする見方には賛成できない。秦が滅ぼされた主な原因を法制の弊に求めるのは、ごく一面的な見方であろう。「合於人心」とは言えないにしても、すべての法令を一元化し、公的な立場から政治支配を行うことは、歴史的には既に大きな進歩であろう。ゆえに、漢初に新たな治国理念を採用しようとしても、その法制を廃棄する理由はなかったのである。ただし、如何にして民間秩序との衝突を解決するのかというのは、漢初の統治者の目前に迫っている課題であつた。

三 漢初の支配と「無爲而治」

漢代では秦制を踏襲する一方、秦の滅んだ原因に鑑み、以下のような秦と異なる政策を採つた。それは黄老道に基づく政策とも言える。本節ではその政策の考察を通じて、漢初の支配の特徴を明らかにしようと思う。特にそれらの黄老政策と法制との関係を考えたい。

1、劉姓子孫を王に封じたこと

漢の統治者にとって、秦が滅ぼされた一つの原因は古法を廃棄し、子弟が「匹夫」となつたので、統治が動揺した際に、血縁関係者からの補佐がなかつたからである。それに鑑み、劉氏の帝位を守るには、骨肉の同姓を強大化し、王あるいは列侯を数多く封じて天下を支配するという考えを持つていた。異姓王がほとんど衰えた後に、高祖は大臣

たちと盟約を誓い、劉姓以外の人を王に封じることが禁じられた。そこで、漢初に封じられた王国は、勢力が一番弱い長沙王の呉芮以外は、高祖と同姓の子弟の中の九人が諸侯王になった。同姓王を封じてこれらの地方を治めるようになる、確かに自治性が与えられ、独自の秩序を許すようになった。一方、血縁の紐帯のせいで、中央統治との結び付きも強いはずという配慮があったのではないか。だが、地方の諸侯王は皇室から派出された地方統治者として、ほかの郡守とは違い、彼らの義務は主に宗廟の祭祀、朝覲、朝獻を行うことしかなかった。しかも、諸侯王はその国で極大の権力を持っていた。丞相以外の官僚たちの任命と管理はすべて王国の権限として認められ、中央からの干渉も受けなかった。王国内の官僚の待遇も中央政府と全く同じである。それだけでなく、ある程度までは、諸侯王は独立の法律の設定と断獄などの司法権を持っていた。³²⁾そのため、郡国並行のために、中央の法制と王国の秩序とが同時に存在し、その二つの秩序は血縁の紐帯だけによって結合されていた。中央の法制を「合於人心」の法、受容性のある法に変えることはなされなかった。皇室子孫の人数の増加に伴い、血縁関係は疎遠になり、中央統治との衝突が現れるのもまた自然なことであった。

2、民間秩序を重視すること

高祖は沛県より兵を挙げて以来、勢力が次第に強大になったが、父老の支持を勝ち取ったことがその最も根本的な原因である。例えば、最初、父老の支持を得て、沛県子弟三千人を招いて県城を占領し、県令を殺して沛公となった。そして、関中に入った後、父老を召集して有名な「三章の法」を約束した。それも秦人の支持を獲得するための非常に重要な策略であったとされる。また、漢の初め、曹参が斉国の相に任じられた時、地方の長老、諸生を悉く集め、百姓の生活を安定させる方法を尋ねた。黄老を唱える蓋公という人物より、「治道、貴清静而民自定。」（治道、清静を貴びて民自ら定まる。）『史記』曹相国世家」というアドバイスを受けて、黄老の治国術を用いたのである。そして、紀元前二〇二年、次の有名な「罷兵賜復」の詔が頒布された。³³⁾

夏五月、兵皆罷めて家に歸さしむ。詔に曰く、「諸侯の子の關中に在る者は、之に十二歳を復し、其の歸する者

は之を半にす。民は前に或は相い聚まりて山澤を保ち、名數を書せず。今天下は已に定まり、各々其の縣に歸さしめ、故爵の田宅を復し、吏は文法を以て教訓辨告し、笞辱すること勿れ。民の飢餓を以て自賣りて人の奴婢と爲る者は、皆免じて庶人と爲す。軍吏卒の赦に會たり、其の亡罪にして亡爵及び大夫に滿たざる者は、皆爵を賜りて大夫と爲す。故大夫以上は爵各々一級を賜り、其の七大夫以上は、皆食邑せしむ。七大夫に非ざるより以下は、皆其の身及び戸を復し、事とする勿れ。」（『漢書』高帝紀）

秦の際の戦乱のせいで、秦の有爵者は土地を失ったのだが、彼らを県に戻し、土地も返還した。そして、軍吏たちの爵位も高めた。詔の内容から見れば、新たな爵位と土地の授与は、軍功に基づいた秦の二十爵制と土地の授与制度を踏襲したのだが、秦の有爵者（漢にとって軍功がない人）にもこれを認めている。それはやはり既定の秩序を容認するものであろう。

ただし、以上挙げた政策は、中央と地方との矛盾を解消したとは限らない。たとえば、曹參が諸儒の主張を採らなかったのは、儒者が説いたことが異なり、どのように決めたらよいかわからなかったからである。⁵⁴意見を傾聴するといつても、必ずしも全ての意見を受けとめ、真剣に検討してから取捨するわけではなかった。また、秦地の関中に進入した軍吏たちは皆優待を受けたが、里に帰る人は関中に居住する人と比べると、半分の徭役を免除するだけであった。それは、中央と地方との間に壁が存在することを示すのではないか。

3、「約法省禁」のこと

『史記』の「平準書」と『漢書』の「食貨志」に「約法省禁」の言葉があり、また「過秦論」にも、「法を約して刑を省き、以て其の後を持ち、天下の人をして皆自ら新たにし、節を更め、行を修め、各々その身を慎むを得せしむ。」と述べている。⁵⁵漢初の法律の歴史を見ると、大幅に法律を改定した記録はほとんどない。しかも、文帝は肉刑法を廃棄したが、やはり細密な規定が存在していた。漢初の所謂「約法」は必ずしも法律を簡約にし、旧来の法律での犯罪者に対して、新たな現行法によって刑罰を軽減するものではない。むしろ法律を施行するケースを減少させ、一般人

の法律違反を容認し、刑罰を施すことを省こうとしたものである。そうだと、漢と秦の違いは法律そのものではなく、むしろ施行の違いにあるのである。例えば、漢初、相国に任命された曹參は斉国を離れる時、彼を継いで斉相となる人と次のような会話をしている。⁽²⁸⁾

其の後相に属して曰く、「齊の獄市を以て寄と為し、慎みて擾すこと勿れ。」
後相曰く、「治には此より大なる者無きか。」

參曰く、「然らず。夫れ獄市は、並せ容るる所以なり。今君之を擾さば、姦人安くんぞ容るる所あらんや。吾是こを以て之を先にす。」(『史記』曹相国世家)

「獄市」に不正の姦人たちが存在することを容認すべきなのは、もし法律によって嚴格に懲罰を行ったら、逆に姦人たちはもつとひどいことをして、国の安定を脅かす恐れがあるためである。これが典型的な「無為而治」の黄老思想とされる。

蕭何、曹參が相い次いで丞相に任ぜられ、『史記』の「曹相国世家」に「蕭規曹隨」という典故があるように、彼らは民の欲に従つて擾乱させなかつたため、民の衣食が豊かになり、刑法を用いることも稀であった。⁽²⁹⁾文帝も議論する時に寛大で、人の誤りを言うことを恥じた。禁じることが少なく、疑問があつて判決しにくい案件があれば、民を無罪にした。そこで、刑罰が大いに省かれ、「断獄四百、有刑錯之風」(『漢書』刑法志)に至った。秦朝の法令がすべて一元的に定められていたのと異なり、民間にそもそも存在する秩序が、姦人たちの無制限な拡大を規制していると信じた。これこそ「平準書」、「食貨志」と「過秦論」に言う「約法省禁(刑)」の実質である。しかし、中央政府の法律が存在する以上、実際の案件では、法律と民間秩序を区別する基準はないので、その矛盾はやはりうまく解消されなかつた。

4、おもな経済に関する政策

漢が興る際に、秦末の暴政及び長年の戦争のせいで、民の食糧がなく、人が相い食むまでに至つた。国家財政が困

窮するだけでなく、労働力も非常に欠乏したのである。「史記」の「平準書」の始めには、以上の経済崩壊の状況を述べた後に、漢の対策を次のように記している。³³⁾

是に於いて秦錢重くして用い難しと爲し、更に民をして錢を鑄せしめ、一黄ごとに金一斤。…(中略)…天下已に平らぎ、高祖乃ち賈人をして絲を衣、車に乗るを得ざらしめ、租税を重くして以て之を困辱す。孝惠、高后の時、天下初めて定まるが爲に、復た商賈の律を弛くす。然れども市井の子孫また仕宦して吏と爲るを得ず。吏の祿を量り、官の用を度り、以て民に賦す。而して山川園池市井租税の入、天子自り以て封君の湯沐邑に至るまで、皆各々私の奉養と爲し、天下の経費に領せず。

要約すれば、まず、民間では個人が貨幣を鑄造することを許可した。次に、商業行為の存在を認めたが、商人の贅沢な行為を禁じ、高い租税を徴収し、及び仕途を断つた。それによつて商業の社会に対するマイナスの影響をなくしようとした。また、「山川園池市井」の租税を国家財政に入れずに、天子、地方の諸侯、及びほかの勢力の私的な財産とした。

もつとも注意すべきことは、貨幣の鑄造、山川園地の経営などを行う人々とは、絶対に一般民ではなかつた。しかも租税の利も権力者の私有財産となるべきものであつた。商業は言うまでもなく、社会全体の経済レベルを高めることができる。一方、一般農民の利益が奪われる恐れもあるので、国家は適当な制限と調節をしなければならぬ。だが、漢初の統治者たちは主に商人の社会的地位だけを制限しようとした。高い租税を徴収することは確かに社会の経済に対しての一つの調節の方法ではあるが、結局、それは権力者の私有財産になり、一般民が商業行為から得た利益はやはり少なかつた。表面からみれば、秦朝が実行した国家商業政策とは全く異なつていたが、一般民にとっては、必ずしも有利なものとは言えないであらう。

一般民に対して直接に恩恵が及んだのは、所謂「薄賦」という農業政策である。漢代では農民が田租、人頭税、更賦、兵役、徭役などを負担しなければならなかつた。「漢書」の「食貨志」は前に引用した「史記」の「平準書」を踏まえ、漢初の経済政策を次のように述べている。³⁴⁾

上は是に於いて法を約し禁を省き、田租を軽くして、什五にして一を税す。吏祿を量り、官用を度り、以て民に賦す。而して山川園池市肆租税の入は、天子より以て封君湯沐邑に至るまで、皆各々私の奉養と為し、天子の經費に領せず。

二つの文はだいたい同じであるが、「食貨志」では高祖の際、田租を軽減し、十五分の一のみ徴収することになったとする。文帝の際に至り、三十分の一の税率に定まった^④。田租を軽減することには如何なる意味が含まれるのか。まず、田租の性質を考えよう。「食貨志」は「平準書」を踏まえ、「輕田租、什五而税一」の言葉を補った。そして、「食貨志」の文によれば、田租と「山川園池市肆租税」という二つの税が新たに見えている。「山川園池市肆租税」は商業租税として、天子、諸侯、列侯の私的な財産であった。それに対して、田租は国家財産あるいは皇帝の私的な財産（あるいは帝室財政）であったのだろうか。好並隆司氏は『秦漢帝国史研究』において、人頭税、田租が共に国家財政であるという加藤繁氏以来の定説を批判している。詳しい考証によって、人頭税は「編戸齊民」に基づいて徴収する国家財政であるが、「田租」は帝室財政の収入であると述べている^⑤。漢以前には人頭税が賦税の中で高い比率を占め、「田租」は主に王室による支配であった。そのため、私見によれば、漢の初期もこれを踏襲していた可能性が高く、したがって好並氏の説がより妥当なのではないだろうか。もしそうであれば、前の商業租税を合わせ考えみると、皇帝あるいは統治者、商人、諸侯王、豪傑など在地勢力、及び一般農民の間には次のような関係が存在することになる。皇帝は編戸齊民によって一般民から人頭税、更賦、兵役、徭役などを徴収し、国家財政に納入した。一方、皇帝は在地勢力を放任して（無爲而治）、「山川園池市肆租税」などの税金は全て皇室、及び在地勢力の私的な財産となった。すると、一般民の利益は放任された在地勢力に奪われてしまい、彼らは山澤の利に恵まれなかっただけでなく、国家財政も負担しなければならなかったことになる。苦しい状態になった場合は、皇帝が「田租」を軽減するという「薄賦」の政策を行い、所謂恩恵を施したのである。

ここまで、漢初では秦制を受け継ぎながら、所謂「無爲」の政策を如何に実行したかを簡単に説明してきた。この部分で論じた漢初の政策の出発点は中央統治の維持、及び地方秩序との衝突を緩和することにある。ただし、それら

の政策は主に勢力者（権家、地方秩序の主導者）に対し、ある程度は無制限なものであり、一元的な支配を支える法制との融合は進められなかった。例えば、王国の分封を通して地方の秩序を認めたと、郡国並行のせいで、中央の法制とはやはり隔たっていた。また、有功者が関中に居住する場合は、里に帰るより、もっと優待される。それは漢の統治者が地方勢力を警戒する心を持っていたからとも言える。「約法」の政策も、本文の「はじめに」に挙げた『淮南子』の主張とは異なり、法律をきちんと守らず、悪事を容認するものである。賦税を軽減したが、「田租」が皇帝あるいは皇室の私的な財産なので、その恩の出発点はやはり私的立場であり、法制による公的な要請を欠いた面も現れているとも言えよう。

四 「無爲而治」より起こった社会問題

漢は秦法を承けながら、中央と地方、法的一元支配と俗による民間秩序とを緩和するため、法の執行を省き、姦邪を容認した。景帝が七国の乱を平定し、「削藩令」を実行して以後、諸侯たちの皇位への脅威が弱まった。また、民に休息を与え、一般民の飢えは減少し、国家の府庫も充実した。⁴²しかし、前節の分析から見れば、「無爲」の政策はただ民間秩序の放任に止まるもので、法制による制限を欠いている所がある。そのため、それによって社会問題が起ころのを免れなかった。

まず、諸侯王国では、宮廷の儀式制度がほとんど天子と同じであった、所謂「一に漢法を用い、諸侯王に事うるは、乃ち皇帝に事うるなり。」⁴³である。つまり、諸侯王を尊ぶために、天子を尊ぶための中央政府のそれと同様の法を行い、中央と地方の支配関係を表現する法はあまり行われなかった。このような王国は名義上では中央に属していたが、制限を欠いていたので、まったく独立国家の観を呈していた。諸侯王国には、法が行われず、恣意的に人に爵位を授け、死罪を赦免し、傲慢で放縱な生活が送られていた。⁴⁴景帝の弟の梁孝王がまだ生きていた時、財宝は巨万で数えられなかった。没するに及んでも、黄金だけでなお四十万斤余があった。このような巨大な財産は中央府庫に比べても見劣

りがしなかったであろう。こうした贅沢な生活は文帝などの天子の節儉と鮮明な対照をなしている。また、諸侯王自身の放縱のほかに、もつとも注意すべきは、中央政府が直接支配する十五郡は三河、東郡、潁川、南陽、江陵、蜀、云中など秦の郡県制が徹底的に施行された地域であり、山東及び南方の地は尽く諸侯王国の勢力範囲となったことである。これらの地方では地方の秩序と中央の一元支配制度の対立がやはり存在していた。呉王劉濞についての記録から、より詳しく王国の統治を理解することができる。⁴⁶「山海の利」を営む呉王は賦税を免除し、漢法に違反した人を招き、所謂民を慰めることを行った。確かに、呉国の民はこれによって恵まれた。だが、「山海の利」を生産する人々は漢法に従わない亡命の徒であった。それに、劉濞だけでなく、高祖の少子、淮南王劉長も同様のことをした。「乃陰聚徒黨及謀反者、厚養亡命」(『史記』淮南衡山列傳)というのがそれである。それらの行為は朝廷の法律を守らず、各自の勢力を育て、反逆を図ろうとする証拠であった。もちろん、それは中央の統治者たちにとって危険なものである。景帝の時、呉王劉濞をはじめ、七国が連合して謀反する事件が起こった。それは諸王国と中央政府との間に長く続いた矛盾の爆発ともいえる。

また、一般の民にとつては、諸侯王から帝位への脅威、および権力の争奪などよりも、はるかに深刻な社会問題が存在した。劉濞、劉長などの諸侯王が招いた人々や有罪者が具体的にどのような身分であったかは、簡単に判断できないが、遊俠のように国家の法を守らない一方で、地方秩序に影響を与え、民から一定の承認を受けた人間であると言つても間違ひではあるまい。ところが、諸侯と結び付き、山澤を開発し、貨幣や塩鉄などを営むことに従事するうちに、彼らは次第に独立の産業と財産を持ち、一般民との距離はいっそう離れ、いわゆる豪民となった。豪民とは地方で官職がなく、財力を持ち、権力者との結託によつて、民を威圧し、土地の併吞を行う人々である。⁴⁶豪傑、遊俠以外に、豪民層は六国貴族、秦漢以来の軍功地主、世吏兩千石、郷里大族、富商大賈などから形成されていた。⁴⁷さまざまな身分から豪民となった原因は各々異なるが、漢初の間階層に対する放任政策の背景には、権力と結んでの一般民の土地併吞という共通の現象が存在する。例えば、商業を営んで「千金」あるいは「巨万」の家となった富商大賈も例外ではない。彼らは法に触れて悪事を働くことをしなかったのではない。司馬遷は富商大賈に対する評価はこれを

的確に示している。⁽⁴⁸⁾富商大賈は政治的権力を有することを許されないので、自分の財産を保つために、農民の土地を併呑し、新たな大地主となった。また土地を併呑し、及び社会的地位を高めるには権力者と結託しなければならない。こうして、郡、県、郷里の一般民の生活に大きな影響を与え、地方秩序を握るようになったのである。一般民は苦しい生活を過ごすしかなかった。そして、土地を失った流民も多くなった。⁽⁴⁹⁾文帝の時期でさえ、「今法律は商人を賤しむも、商人は已に富貴なり。農夫を尊ぶも、農夫は已に貧賤なり。」⁽⁵⁰⁾という理想とは逆の情況に陥っていたのである。漢初では、諸侯王を封じるのは、もとより血縁の紐帯によつて中央と地方の統治を維持するためであつた。そして、田租を軽減し、商人の地位を抑制するのは、農業を保護するためであつた。しかし、諸侯王の反逆無道、及び新たな豪民階層の土地併呑の問題は「文景之治」の時期にもはや深刻なものとなつていた。つまり、施行された結果は政策の出発点から乖離してしたのである。その原因は、諸侯王や中間階層に対して、無為、放任の政策だけを行ない、地方の秩序と中央の法制を融合して、適切な制限を加えようとしなかつたからだと考えられる。

おわりに

通説では漢初の支配における治国理念は黄老道であるとされたが、具体的な政策から見れば、それは「清静無為」の老子思想の展開であると言える。「黄老」の言葉が最初に見えるのは曹参が受け容れた蓋公の主張においてである。「治道、清静を貴びて民自ら定まる。」という思想は道法折衷というより、もっぱら老子の思想であると考えべきだろう。また、司馬遷は黄老道を實踐し、優れた官僚とされた汲黯のことを次のように書いている。⁽⁵¹⁾

黯は黄老の言を學び、官を治めて民を理め、清静を好み、丞史を擇びて之に任す。其の治は、大指を責むのみにして、小を苛めず。

「清静」を好み、小さな過失を責めないのは第三節の「約法」に対する解釈と一致し、実際に老子の思想を施行するものである。それも本論文の最初に挙げた斎木氏の見解と同じである。ただし、斎木氏は実際に施行された治国理

念と単なる学術としての政治思想とを区別しなかった。そのため、道法折衷の意味である「黄老」と、老子の思想を再述する「黄老」との間に存する曖昧さを説明できなかった。私が思うに、道法折衷の黄老道とは、思想、理論の方面からの刑法術と道家思想との融合であり、当時の実際の国家支配理念ではない。『史記』が老子、莊子、申子、韓非子と同じ列伝に並べ、さらに韓非が「喜刑名法術之學、而其歸本於黄老。」（『史記』老莊申韓列伝）と述べるのは、道法思想の融合という司馬遷の考えによるものだからである。漢初では秦の法制を承け、大幅には変更しなかった以上、道法折衷、道法の融合を実現できなかったのは当然のことである。西川靖二氏が説いたように、道家あるいは老子の「清静無為」という理念は、法制に基づく一元的な支配と民間秩序の衝突を緩和するために利用されたものである。第三節の考察によれば、諸侯王の分封、賦税の軽減、中間階層に対する無為放任などの政策は、法制と並存して、実行された。しかし、法制と無為との並存はただ二つの秩序を両端に置き、その衝突が発生する時期を一時的に延期しただけのものである。「文景之治」と呼ばれる時代でも、諸侯王の反逆、新たな豪族階層の勃興、土地併呑などの不法な事件が絶え間なく起こり、大きな社会問題になった。したがって、黄老道の衰えは想見できるだろう。それに比べ、秦から承けた法制は中央集権の進行に役立つだけでなく、一定の正当性も含んでいるので、後代にまで引き続いて施行されたのも当然のことであろう。

〔注〕

- (1) 例えば、金春峰氏は『漢代思想史』（北京、中国社会科学出版社、一九八七）の緒論の第六節で、「黄老刑名（法）是一个思想体系」（黄老刑名（法）は一個の思想体系である）と論じている。徐復観氏は『淮南子』の研究を通して、『主術訓』の思想が法家の法の「威脅性」を除去し、「僅注重法的客観性以客観性代替統治者的主観意志、因而使無為而無不爲的政治思想、在現實上有其實現可能。」（法の客観性のみを重んじ、客観性をもって統治者の主観意志に代えるもので、これによって、「無為而無不爲」の政治思想を現実を実現することが可能になる。）と説く（『西漢思想史（一）』（上海、華東師範大学出版社、二〇〇一）一五五頁）。また、浅野裕一氏も秦法を君主の意図を実現すべき誘導技術に過ぎないものと見なし、自然法に従う黄老道の法

- 治は君主の意志を超えた客観的基準であると論じた（『黄老道の成立と展開』（東京、創文社、一九九二）三三八頁）。
- (2) 私志不得入公道、嗜欲不得枉正術、循理而舉事、因資以立功（清）何寧『淮南子集釈』（北京、中華書局、一九九八）修務訓。
- (3) 西川靖二「漢初における黄老思想の側面」（『東方学』、第六十二輯、一九八一）二六～三九頁
- (4) 齋木哲郎「黄老思想の再検討——漢の高祖集團と老子の關係を中心として」（『東方宗教』62号、一九八三）一九～三六頁。
- (5) 『漢』班固『漢書』（北京、中華書局、一九八三）
- (6) 『漢』司馬遷『史記』（北京、中華書局、一九八二）
- (7) 凡吾所以來、爲父老除害、非有所侵暴、無恐。（『史記』高祖本紀）
- (8) 漢二年、漢王與諸侯擊楚、何守閔中、侍太子、治櫟陽。爲令約束、立宗廟、社稷、宮室、縣邑、輒奏、上可許以從事。（『史記』蕭相國世家）
- (9) 広瀬薫雄「秦漢律令研究」（東京、汲古書院、二〇一〇）六〇頁、一四二頁。
- (10) 閔曉君「漢初的刑罰體系」（『法律科学』、二〇〇六年第四期）一六〇～一六八頁。
- (11) 高敏「漢初法律系全部繼承秦律說」（『秦漢史論集』第六輯、南昌、江西教育出版社、一九九四）一六七～一七七頁。
- (12) 『漢書』の「刑法志」には丞相張倉、御史大夫馮敬言が肉刑を廃止するための上奏を記している。
- (13) 外有輕刑之名、内實殺人。斬石止者又當死。斬左止者笞五百、當劓者笞三百、率多死。（同上）
- (14) 徙天下豪富於鹹陽十二萬。諸廟及章臺、上林皆在渭南。秦每破諸侯、寫放其宮室、作之鹹陽北阪上南臨渭。（『史記』秦始皇本紀）
- (15) 徙齊、楚大族昭氏、屈氏、景氏、懷氏、田氏五姓關中、與利田宅。（『漢書』高帝紀）
- (16) 西嶋定生氏は「中国古代国家の形成と構造——二十等爵制の研究——」（東京、東京大学出版会、一九六一）において浜口重国氏と増淵氏の批判を受けて、家内隸属より小作人の現象がより普遍的であることを認めているが、皇帝は一般民に広く爵を授与し、郡県制と郷里の秩序とを融合させ、民の個別人身支配を実現したと主張している。
- (17) 當此時、諸郡縣苦秦吏者、皆刑其長吏、殺之以應陳涉。（『史記』陳涉世家）

(18) 本文は『睡虎地秦墓竹簡』（睡虎地秦墓竹簡整理小組編、文物出版社、一九九〇）を参照。

(19) 卒定變法之令、令民爲什伍、而相牧司連坐、不告姦者腰斬、告姦者與斬敵首同賞、匿姦者與降敵同罰。（『史記』商君列伝）

(20) 甲盜、髡值千錢。乙知其盜、受分贓不盈一錢。問、乙何論。同論。甲盜錢以買絲、寄乙、乙受、弗知盜、乙論何也。毋論。（『睡虎地秦墓竹簡』法律答問）

(21) 堀毅「秦漢時代における法の儒教化」（『中央学院大学法学論叢』、24巻第1・2号、二〇一一）一一～三十七頁。

(22) 行之十年、秦民大説。道不拾遺、山無盜賊、家給人足。民勇於公戰、怯於私鬥、鄉邑大治。（『史記』商君列伝）

(23) 奸邪並生、赭衣塞路、圜圜成市、天下愁怨、潰而叛之。（『漢書』刑法志）

(24) 廿年四月丙戌朔丁亥、南郡守騰、謂縣道富人、古者民各有鄉俗、其所利及好惡不同、或不便於民、害於邦、是以聖王作為法度、以矯端民心、去其邪避（僻）、除其惡俗。凡法律令者、以教道（導）民、去其淫避（僻）、除其惡俗、而使之之於爲善（也）。（『睡虎地秦墓竹簡』語書）

(25) 增淵龍夫「漢代における民間秩序の構造と任侠の習俗」（『橋論叢』、26巻第5号一九五二）七七～一七頁

(26) 今法律令已具矣、而吏民莫用、鄉俗淫失（佚）之民不止、是即法（廢）主之明法（也）。而長邪避（僻）淫失（佚）之民、甚害於邦、不便於民。故騰爲是而修法律令、田令及爲閑私方而下之、令吏明布、令吏民皆明智（知）之、母巨（阨）於罪。今法律令已布、聞吏民犯法爲閑私者不止、私好鄉俗之心不變、自從令、丞以下智（知）而弗舉論、是即明避主之明法也、而養匿邪避（僻）之民。（『睡虎地秦墓竹簡』語書）

(27) 町田三郎氏はここで非難されている人々の「主体は、秦的体制に不平不満をもつ恐らくこうしたいわば数多くのマイナーの儒生たちでもあつたらう」と述べる（『秦漢思想史の研究』（東京、創文社、一九八五）八十四頁）。

(28) 凡所爲貴有天下者、得肆意極欲、主重明法、下不敢爲非、以制御海內矣。（『史記』始皇帝本紀）

(29) 秦據勢勝之地、騁狙詐之兵、蠶食山東、一切取勝。因矜其所習、自任私知、姍笑三代、蕩滅古法、竊自天下初定、骨肉同姓少、故廣強庶孽、以鎮撫四海、用承衛天子也。（『史記』漢興以來諸侯王年表）

(30) 號爲皇帝、而子弟爲匹夫、內亡骨肉本根之輔、外亡尺土藩翼之衛。（『漢書』諸侯王表第二）

(31) 例えば、「史記」の「五宗世家」には漢初諸侯の持つ権力についての以下のような記述がある。「高祖時諸侯皆賦、得自除内史以下、漢獨爲置丞相、黃金印。諸侯自除御史、廷尉正、博士、擬於天子。」

(32) 及爲御史大夫司空、與丞相方進共奏言、「往者諸侯王斷獄治政、内史典獄事、相總綱紀輔王、中尉備盜賊……」(『漢書』何武王嘉師丹伝)

(33) 夏五月、兵皆罷歸家。詔曰「諸侯子在關中者、復之十二歲、其歸者半之。民前或相聚保山澤、不書名數。今天下已定、令各歸其縣、復故爵田宅、吏以文法教訓辨告、勿笞辱。民以飢餓自賣爲人奴婢者、皆免爲庶人。軍吏卒會赦、其亡罪而亡爵及不滿大夫者、皆賜爵爲大夫。故大夫以上賜爵各一級、其七大夫以上、皆令食邑。非七大夫以下、皆復其身及戶、勿事。」(『漢書』高帝紀)

(34) 參盡召長老諸生、問所以安集百姓、如齊故「俗」諸儒以百數、言人人殊、參未知所定。(『史記』曹相国世家)

(35) 約法省刑、以持其後、使天下之人皆得自新、更節修行、各慎其身。(『史記』秦始皇帝本紀に付される賈誼の「過秦論」)

(36) 屬其後相曰、「以齊獄市爲寄、慎勿擾也。」後相曰、「治無大於此者乎。」參曰、「不然。夫獄市者、所以並容也、今君擾之、姦人安所容也。吾是以先之。」(『史記』曹相国世家)

(37) 孝惠、高后時、百姓新免毒蟲、人欲長幼養老。蕭、曹爲相、填以無爲、從民之欲而不擾亂、是以衣食滋殖、刑罰用稀。(『漢書』刑法志)

(38) 於是爲秦錢重難用、更令民鑄錢、一黃金一斤。……(中略)天下已平、高祖乃令賣人不得衣絲乘車、重租稅以困辱之。孝惠、高后時、爲天下初定、復弛商賈之律。然市井之子孫亦不得仕宦爲吏。量吏祿、度官用、以賦於民。而山川園池市井租稅之入、自天子以至於封君湯沐邑、皆各爲私奉養焉、不領於天下之經費。(『史記』平準書)

(39) 上於是約法省禁、輕田租、什五而稅一。量吏祿、度官用、以賦於民。而山川園池市肆租稅之入、自天子以至封君湯沐邑、皆各爲私奉養、不領於天子之經費。(『漢書』食貨志)

(40) 復從其(晁錯)言、乃下詔賜民十二年租稅之半。明年、遂除民田之租稅、後十三歲、孝景二年、令民半出田租、三十而稅一也。

(『漢書』食貨志)

- (41) 好並隆司『收奪機構的「二重性」』（『秦漢帝國史研究』東京、未來社、一九七八）一六二～一七〇頁。
- (42) 『漢書』の「景皇帝紀」に府庫の充實を詳しく記している。
- (43) 一用漢法事諸侯王、乃事皇帝也。（『漢』賈誼「新書校注」（北京、中華書局、二〇〇〇）等斉）
- (44) 若此諸王、雖名爲臣、實皆有布衣昆弟之心、慮亡不帝制而天子自爲者。擅爵、赦死罪、甚者或戴黃屋、漢法令非行也孝王末死時、財以巨萬計、不可勝數。及死、藏府餘黃金尚四十餘萬斤、他財物稱是。（『漢書』の「賈誼伝」に付される「治安策」
- (45) 會孝惠、高后時、天下初定、郡國諸侯各務自拊循其民。吳有豫章郡銅山、淠則招致天下亡命者盜鑄錢、煮海水爲塩。以故無賦、国用富饒。（『史記』吳王濞列傳）
- (46) 網疏而民富、役財驕溢、或至兼併豪黨之徒、以武斷於鄉曲（『史記』平淮書）
- (47) 崔向東氏の『漢代豪族研究』（北京、崇文書局、二〇〇三）の第二章（八〇～一三〇頁）では漢代豪族の階級的源泉とその構成とが分析されている。
- (48) 皆非有爵邑奉祿弄法犯姦而富。盡權埋去就、與時俯仰、獲其贏利。以末致財、用本守之、以武一切、用文持之、變化有概、故足術也。若至力農畜、工虞商賈、爲權利以成富。大者傾郡、中者傾縣、下者傾鄉裏者、不可勝數。（『史記』貨殖列傳）
- (49) 『漢書』の「食貨志」に載せる兎錯の「論貴粟疏」にはこのような農民の情況が述べられている。
- (50) 今法律賤商人、商人已富貴矣。尊農夫、農夫已貧賤矣。（『漢書』食貨志）
- (51) 黠学黄老之言、治官理民、好清靜、擇丕史而任之。其治、責大指而已、不苛小。（『史記』汲鄭列傳）